

令和 8 年度地球温暖化対策関係予算案について

令和 8 年 8 月 20 日 (木)

環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室

(代表：03-3581-3351)

(直通：03-5521-8244)

室 長：小岩 真之 (内：23003)

室長補佐：小早川 鮎子 (内：25273)

担 当：坂倉 早紀 (内：23143)

令和 8 年度地球温暖化対策関係予算案の額を集計した結果、「A. 2030 年までに温室効果ガスの削減に効果があるもの」が 3,643 億円、「B. 2030 年以降に温室効果ガスの削減に効果があるもの」が 9,090 億円、「C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」が 1 兆 436 億円、「D. 基盤的施策など」が 584 億円となった。

1. 地球温暖化対策において、中長期的な脱炭素社会構築に向けて、地球温暖化対策計画に基づく対策・施策等を総合的・計画的に推進し、政府全体での取組状況の予算面からの把握及び各府省の連携強化を図るため、各府省における地球温暖化対策関係の予算案額を集計した。
2. 関係府省全体の令和 8 年度の地球温暖化対策関係予算案の額は、次のとおり。

	令和 8 年度予算案
A. 2030 年までに温室効果ガスの削減に効果があるもの	3,643 億円
B. 2030 年以降に温室効果ガスの削減に効果があるもの	9,090 億円
C. その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	1 兆 436 億円
D. 基盤的施策など	584 億円

※内数として、地球温暖化対策関係予算に該当する額が特定できないものは計上されていません。

※令和 8 年度の環境保全経費のうち、地球温暖化の緩和に資する予算を集計対象としています。

(注) 4つの分類の考え方

- A. 「2030 年までに温室効果ガスの削減に効果があるもの」には、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策に該当するもので、2030 年までに効果を発揮する対策・施策が該当する。具体的には対策実施への補助・支援、対策普及のための情報提供、実用化のための実証事業などが該当する。
- B. 「2030 年以降に温室効果ガスの削減に効果があるもの」には、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策に該当するもので、主に 2030 年以降に効果を発揮する対策・施策が該当する。具体的には、研究開発拠点の整備、対策技術の基礎研究などが該当する。
- C. 「その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの」には、対策・施策の主たる目的・効果が地球温暖化対策でないものが該当する。具体的には、産業部門（製造事業者等）、エネルギー転換部門への支援・補助などが該当する。
- D. 「基盤的施策など」には、我が国の温室効果ガスの排出削減等の効果を持たないものが該当する。具体的には、対策・施策の全般的な評価・見直し、排出量・吸収量の算定、気候変動の研究監視観測、国際的な連携の確保などが該当している。